

大津市会計年度任用職員募集要項
【職種：相談調査専門員（経験者） いじめ対策推進室】

令和5年度に大津市において採用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは一般職の地方公務員で、採用されると服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。

1 募集人数 1名

2 募集職種 相談調査専門員（経験者） いじめ対策推進室

3 業務内容

政策調整部いじめ対策推進室でのいじめ等にかかる相談対応、調整、啓発用務

- (1) いじめに係る相談・通報および情報提供に関すること
- (2) いじめに係る関係者との調整に関すること
- (3) いじめに係る関係機関との連絡調整に関すること
- (4) 大津の子どもをいじめから守る委員会（※）との協議に関すること
- (5) いじめの防止等に係る啓発等に関すること（学校等における児童生徒を対象とした啓発を含む）等

※大津市子どものいじめの防止に関する条例第14条に規定する大津の子どもをいじめから守る委員会

4 募集対象

次のすべての要件を満たす者

- (1) 次の要件のいずれかを満たすもの
 - ①採用予定日時点で、教育、心理、福祉又は社会学に関する大学院修士課程を修了もしくは修了見込みで、子どもの相談や子どもの支援に関わるなど、子どもに対する対人援助の業務経験を、延べ2年以上有する者
 - ②採用予定日時点で、教育、心理、福祉又は社会学に関する4年制大学の課程を修了もしくは修了見込みで、子どもの相談や子どもの支援に関わるなど、子どもに対する対人援助の業務経験を、延べ5年以上有する者
- (2) 採用予定日時点で、普通自動車第一種運転免許取得後1年を経過している者
- (3) ワード、エクセルの基本操作ができる者

◎地方公務員法第16条に規定する下記の欠格事項に該当する方は応募できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・大津市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

5 応募受付期間

令和5年3月2日（木）から令和5年3月13日（月）午後5時まで

※郵送の場合は3月13日午後5時必着

6 応募方法

直接持参又は郵送により下記の必要書類を提出してください。

（提出書類）

①応募書※

3ヵ月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景、正面向きの写真（縦4cm×横3cm）を必ず貼り付けてください。

※受付期間中、明日都浜大津2階 いじめ対策推進室で配布します。

また、大津市ホームページからもダウンロードいただけます。

②職務経歴書（様式は任意です）

※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。

【受付時間】土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時

【連絡先】大津市政策調整部いじめ対策推進室 「会計年度任用職員採用担当者」まで

電話番号：077-528-2826

7 選考日時及び選考会場

令和5年3月14日（火）午前中 明日都浜大津 会議室 ほか

※選考時間及び会場については、個別に連絡します。

8 選考方法

面接試験及びパソコン実技試験（ワード・エクセル）

9 結果の発表

受験者本人宛に、3月22日頃に、合否通知を文書で発送します。

10 勤務条件

任用期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日（予定）まで ※翌年度も同じ職が設置され、勤務成績が良好な場合は、再度任用する場合があります。（4回まで、最長5年） 採用後1ヶ月（実勤務日数が15日に満たない場合は15日まで）を条件付とし、良好な成績で勤務した場合に初めて正式採用となります。
勤務地	明日都浜大津2階 いじめ対策推進室（大津市浜大津四丁目1-1）
勤務日	週5日（月曜日～金曜日）
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日）
休暇	年次有給休暇 1年目10日（任用期間に応じて付与） 特別休暇あり（要件あり）
勤務時間	通常①の勤務ですが、夜間対応の場合②となります。

	<p>1月ごとにシフト表にて通知します。</p> <p>(1日7時間×週5日)</p> <p>① 午前9時から午後5時まで(うち休憩60分)</p> <p>② 午後0時から午後8時まで(うち休憩60分)</p>
基本給	月額 301,045円
諸手当	<p>期末手当年2回 年間最大2.55月分、支給基準に沿って在職期間に応じた割合で支給します。通勤手当相当(片道2km以上の場合、上限月55,000円)、時間外勤務手当相当が要件により支給されます。</p>
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度あり
服務	<p>地方公務員法に規定する服務及び懲戒に関する規程の対象となります。</p> <p>営利企業への従事(兼業)は可能ですが、その場合でも職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用となるため、留意してください。(兼業先との所定勤務時間の合計が週40時間を超える場合は職務遂行に支障をきたす恐れがあるため、認められません。)</p>
その他	<p>給与等支給日：当月20日</p> <p>勤務条件については、関係条例や規則等の改正が行われた場合、その定めるところにより変更します。</p>